

宮城県公報

宮 城 県
（総務部 県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

条 例

○宮城県税条例等の一部を改正する条例

（税 務 課） 一

ページ

条 例

宮城県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十号

宮城県税条例等の一部を改正する条例

（宮城県税条例の一部改正）

第一条 宮城県税条例（昭和二十五年宮城県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条 第一項中「ときは」の下に「、法第二十条の五の二第二項の規定の適用がある場合を除き」を加え、同条第二項中「、同項」の下に「及び法第二十条の五の二第二項」を加える。

第二十七条 第一項中「第一号に掲げる寄附金」を「法第三十七条の二第二項に規定する特例控除対象寄附金（次項において「特例控除対象寄附金」という。）」に、「寄附金の額の合計額が」を「特例控除対象寄附金の額の合計額が」に改め、同条第二項中「同項第一号に掲げる寄附金」を「特例控除対象寄附金」に改める。

第九十三条 第三号中「第六十三条の四第一項」を「第六十三条の五第一項」に改める。

附則第四条の三第二項第三号中「附則第五条の四の二第六項」を「附則第五条の四の二第五項」に改める。

附則第五条の四の二第一項中「平成四十三年度」を「平成四十五年度」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第四十一条第三項第二号」を「第四十一条第五項」に改め、「特定取得」の下

に「又は同条第十四項に規定する特別特定取得」を加え、同項を同条第二項とする。

附則第五条の五中「同条第一項第一号に掲げる寄附金」を「法第三十七条の二第二項に規定する特例控除対象寄附金」に改める。

附則第五条の七中「第二十七条第一項各号列記以外の部分及び第二項並びに」を「第二十七条第一項中「次に掲げる寄附金」とあるのは「次に掲げる寄附金（租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして令附則第四条の六第一項に規定するところにより計算した金額に相当する部分を除く。）と、「に法第三十七条の二第二項に規定する特例控除対象寄附金」とあるのは「に法第三十七条の二第二項に規定する特例控除対象寄附金（租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該特例控除対象寄附金の支出に充てられたものとして令附則第四条の六第一項に規定するところにより計算した金額に相当する部分を除く。）と、同条第二項及び」に、「掲げる寄附金」とあるのは、「掲げる寄附金」を「特例控除対象寄附金」とあるのは「特例控除対象寄附金」に、「当該寄附金」を「当該特例控除対象寄附金」に、「附則第四条の五第一項」を「附則第四条の六第一項」に改める。

附則第七条 第一項中「第二十七条第一号に掲げる寄附金」を「法第三十七条の二第二項に規定する特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第十条に次の一項を加える。

6 特定吸収分割会社（電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）第一条による改正前の電気事業法第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者又は同項第四号に規定する卸電気事業者であつた者であつて、平成二十七年六月二十四日から平成三十二年四月一日までの間（以下この項において「特定期間」という。）に会社法第七百五十七条の規定により吸収分割をする同法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社をいう。以下この項において同じ。）又は特定吸収分割承継会社（特定期間内に同法第七百五十七条の規定により特定吸収分割会社からその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する会社であつて、電気事業法

第二条第一項第二号に規定する小売電気事業、同項第八号に規定する一般送配電事業、同項第十号に規定する送電事業又は同項第十四号に規定する発電事業のいずれかを営む会社法第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社（当該特定吸収分割会社がその設立の日から引き続き発行済株式の全部を有する株式会社に限る。）をいう。以下この項において同じ。）が、当該特定吸収分割会社と当該特定吸収分割承継会社との間で行う取引（特定吸収分割会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を二以上の特定吸収分割承継会社に承継させた場合には、それぞれの特定吸収分割承継会社との間で行う取引を含む。）のうち、電気の安定供給の確保のため必要な

ものとして法施行規則附則第二条の八に規定するものを行う場合における第三十九条第一項第二号の各事業年度の収入金額は、平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、法第七十二条の二十四の二第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から令附則第六条の二第九項に規定する金額を控除した金額による。

附則第十一条第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第三項中「附則第七条第十七項」を「附則第七条第十五項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「附則第七条第十八項」を「附則第七条第十六項」に改め、同条第四項中「附則第三条の二の十八第一項」を「附則第三条の二の十九第一項」に、「附則第七条第二十一項」を「附則第七条第二十二項」に改め、同条第五項中「附則第七条第二十二項」を「附則第七条第二十三項」に改め、同条第六項中「附則第七条第二十三項」を「附則第七条第二十四項」に改める。

附則第十一条の二中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附則第十一条の三中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改める。

附則第十二条の四第二項中「次に掲げる自動車」を「ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の法施行規則附則第四条の四第五項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第十六項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法施行規則附則第四条の四第六項に規定するものをいう。附則第十一条の四の三において同じ。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので法施行規則附則第四条の四第七項に規定するものをいう。以下この条及び附則第十一条の四の三第一項第三号において同じ。）に該当するものを除く。以下この条及び附則第十一条の四の三において同じ。）（車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び附則第十一条の四の三において同じ。）が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の五第一項に規定するものに限る。）に、「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準

（以下この条において「排出ガス保安基準」という。）で法施行規則附則第四条の四第九項に規定するもの（以下この条において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

ロ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則附則第四条の四第十項に規定するもの（以下この条及び附則第十一条の四の三において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第四百七条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条及び附則第十一条の四の三において「エネルギー消費効率」という。）が同法第四百四十五条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法施行規則附則第四条の四第一項に規定するエネルギー消費効率（以下この条及び附則第十一条の四の三において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び附則第十一条の四の三において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十一条の四第三項中「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項第一号イ中「附則第四条の五第四項」を「附則第四条の五第二項」に改め、同号ロ中「附則第四条の五第五項」を「附則第四条の五第三項」に改め、同項第二号イ中「附則第四条の五第六項」を「附則第四条の五第四項」に改め、同号ロ中「附則第四条の五第七項」を「附則第四条の五第五項」に改め、同号ハ中「附則第四条の五第八項」を「附則第四条の五第六項」に改め、同条第四項中「次に掲げる自動車」を「ガソリン自動車（車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の五第七項に規定するものに限る。）に、「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

二 エネルギー消費効率率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

附則第十一条の四第五項中「第十三項まで」を「第十二項まで」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項第一号ロ中「附則第四条の五第十三項」を「附則第四条の五第十項」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ中「附則第四条の五第十二項」を「附則第四条の五第九項」に改め、同号イを同号ロとし、同号ロの前に次のように加える。

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の五第八項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(イ) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ロ) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率率が基準エネルギー消費効率であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び附則第十一条の四の三において「平成三十二年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十一条の四第五項第二号イ中「附則第四条の五第十四項」を「附則第四条の五第十二項」に改め、同号ロ中「附則第四条の五第十五項」を「附則第四条の五第十三項」に改め、同号ハ中「附則第四条の五第十六項」を「附則第四条の五第十四項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。）のうち、次のいずれにも該当する乗用車で法施行規則附則第四条の五第十一項に規定するもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則附則第四条の五第十五項に規定するもの（以下この条において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきもの

として定められた排出ガス保安基準で法施行規則附則第四条の五第十六項に規定するもの（以下この条において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十一条の四第六項中「次に掲げる自動車」を「ガソリン自動車（車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の五第十五項に規定するものに限る。）」に、「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

二 エネルギー消費効率率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十一条の四第七項中「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で法施行規則附則第四条の五第十六項に規定するもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

二 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で法施行規則附則第四条の五第十七項に規定するもの

イ 次のいずれかに該当すること。

- (1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十一条の四第八項中「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項第一号イ中「附則第四条の第五項」を「附則第四条の第五十八項」に改め、同号ロ中「附則第四条の第五十六項」を「附則第四条の第五十九項」に改め、同項第二号中「附則第四条の第五十七項」を「附則第四条の第五十項」に改める。

附則第十一条の四の第三項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項第三号を削り、同項第二号イ中「附則第四条の第六項」を「附則第四条の第六項」に改め、同号ロ中「附則第四条の第六項」を「附則第四条の第六項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「附則第十一条の四第二項第一号」を「附則第十一条の四第二項」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で法施行規則附則第四条の第六項に規定するもの

イ 次のいずれかに該当すること。

- (1) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (2) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- ロ エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十一条の四の第三項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で法施行規則附則第四条の第六項に規定するもの

イ 次のいずれかに該当すること。

- (1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- (2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- ロ エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十一条の四の第三項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項第一号中「附則第十一条の四第四項第一号」を「附則第十一条の四第四項」に改め、同項第二号イ中「附則第四条の第六項」を「附則第四条の第六項」に改め、同号ロ中「附則第四条の第六項」を「附則第四条の第六項」に改め、同項第三号中「附則第十一条の四第四項第二号」を「附則第十一条の四第五項第二号」に改め、同項第四号中「附則第十一条の四第五項第二号ハ」を「附則第十一条の四第五項第三号ハ」に改め、同条第四項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項第一号中「附則第十一条の四第六項第一号」を「附則第十一条の四第六項」に改め、同項第四号を削り、同項第三号中「附則第十一条の四第六項第二号」を「附則第十一条の四第七項第二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号イ中「附則第四条の第六項」を「附則第四条の第六項」に改め、同号ロ中「附則第四条の第六項」を「附則第四条の第六項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 次に掲げるガソリン自動車

イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の第六項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (イ) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ロ) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の第六項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (イ) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。
- (ロ) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

附則第十一条の四の三第四項に次の一号を加える。

五 軽油自動車(電力併用自動車に限る。)のうち、次のいずれにも該当する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで法施行規則附則第四条の六第十五項に規定するもの
イ 次のいずれかに該当すること。

- (1) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) 平成二十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第十一条の四の三第五項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項第二号イ中「附則第四条の六第十一項」を「附則第四条の六第十六項」に改め、同号ロ中「附則第四条の六第十二項」を「附則第四条の六第十七項」に改め、同条第六項中「供する自動車」の下に「又は同法第三条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車」を加え、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第七項及び第八項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第九項中「装置(以下この項から第十二項まで)」を「装置(以下この項から第十一項まで)」に、「平成三十一年三月三十一日(第四号に掲げるトラックにあつては、平成三十年十月三十一日)」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項第一号及び第二号中「第十二項まで」を「第十一項まで」に改め、同項第三号中「以下この項から第十三項まで」を「次項から第十二項まで」に改め、同項第四号を削り、同条第十項中「平成三十年十一月一日から平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第十一項を削り、同条第十二項中「附則第四条の六の二第十六項」を「附則第四条の六の二第十五項」に、「平成三十一年三月三十一日(第四号に掲げるトラックにあつては、平成三十年十月三十一日)」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項第四号を削り、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「及び車両総重量が三・五トンを超え二十トンを超え二十トンを」に、「附則第四条の六の二第十七項」を「附則第四条の六の二第十六項」に、「平成三十一年三月三十一日(車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックにあつては、平成三十年十月三十一日)」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「附則第四条の六の二第十八項」を「附則第四条の六の二第十七項」に改め、同項を

同条第十三項とする。

附則第十二条第一項中「有しないものをいう。以下この条」を「有しないものをいう。次項第一号」に、「規定するものをいう。以下この条」を「規定するものをいう。次項第二号」に、「第三号」を「次項第三号」に、「当該各号に定める年度以後の年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同項第一号中「もの」を「新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同項第二号中「もの」を「新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「第三項の表」を「次の表」に改め、同項第二号中「排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この項において「排出ガス保安基準」という。）」に、「附則第五条の二第九項」を「附則第五条の二第一項」に、「又は平成二十一年天然ガス車基準」を「又は同法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日(同法第四十条第三号に規定する車両総重量が三・五トンを超え二十トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則附則第五条の二第二項に規定するもの(以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）」に、「同条第十項」を「同条第三項」に改め、同項第三号中「充電機能付電力併用自動車」の下に「(電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので法施行規則附則第五条の二第四項に規定するものをいう。)」を加え、同項第四号中「エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率」を「エネルギー消費効率」を「エネルギー消費効率」という。が同法第百四十五条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法施行規則附則第五条の二第五項に規定するエネルギー消費効率であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項において「平成三十二年基準エネルギー消費効率」という。)」に、「附則第五条の二第十一項」を「附則第五条の二第六項」に、「同条第十二項」を「同条第七項」に、「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」を「同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で法施行規則附則第五条の二第八項に規定するもの(次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。)」に、「同条第十三項」を「同条第九項」に改め、同項第五号中「乗用車」の下に「(第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。)」を加え、「附則第五条の二第十四項」を「附則第五条の二第十項」に、「平成二十一年軽油軽中量車基準」を「同法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則附則第五条の二第十一項に規定するもの」に

改め、同項に次の表を加える。

第一項第一号イ														第一項第一号ロ																	
七千五百円	八千五百円	九千五百円	一万三千八百円	一万五千七百円	一万七千九百円	二万五百円	二万三千六百円	二万七千二百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千元	五万八千元	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千元	二千円	二千五百円	二千五百円	三千五百円	四千円	四千五百円	五千五百円	七千五百円	一万五千五百円	一万七千円	一万四千五百円	一万三千円	二万二千円	二万二千円

第一項第二号イ														第一項第二号ロ														第一項第二号ハ(1)													
十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千元	二万五千五百円	二万九千五百円	四千七百元	八千円	一万五千五百円	一万六千元	二万五千元	二万五千五百円	三万円	三万五千元	四万五千元	六千三百円	七千五百円	二千円	二千五百円	三千円	四千円	五千五百円	六千五百円	七千五百円	七千五百円	八千円	九千円	一万五百円	千六百元	二千円	二万八千元								

第一項第三号イ	第一項第三号イ(2)	第一項第三号イ(1)	第一項第二号ハ(2)	一万五千百円	四千元
				一万二百円	三千円
				二万六百元	五千五百円
				一万二千円	三千円
				一万四千五百円	四千元
				一万七千五百円	四千五百円
				二万円	五千元
				二万二千五百円	六千元
				二万五千五百円	六千五百円
				二万九千円	七千五百円
第一項第三号ロ				二万六千五百円	七千元
				三万二千円	八千元
				三万八千円	九千五百円
				四万四千元	一万千円
				五万五百円	一万三千円
				五万七千円	一万四千五百円
				六万四千元	一万六千円
				三万三千円	八千五百円
				四万千円	一万五百円
				四万九千円	一万二千五百円

第一項第四号	第三項第二号	第三項第一号	第五項第一号	第五項第二号	五万七千円	一万四千五百円
					六万五千五百円	一万六千五百円
					七万四千元	一万八千五百円
					八万三千元	二万千円
					四千五百円	千五百円
					六千円	千五百円
					三千七百円	千円
					四千七百円	千二百円
					六千三百円	千六百円
					五千二百円	千三百円
第三項第一号	第三項第二号	第三項第一号	第五項第一号	第五項第二号	八千元	二千円
					六千三百円	千六百円
					五千二百円	千三百円
					六千三百円	千六百円
					四千七百円	千二百円
					三千七百円	千円
					六千三百円	千六百円
					五千二百円	千三百円
					八千元	二千円
					一万二千円	三千円
第五項第一号	第五項第二号	第三項第一号	第五項第一号	第五項第二号	二万三千六百円	六千円
					二万七千六百円	七千円
					三万六千六百円	八千円
					三万六千円	九千円
					四万八千円	一万五百円
					四万六千四百円	一万二千円
					五万三千二百円	一万三千五百円

<p>第一項第一号イ</p>													<p>六万二千二百円</p>		
													<p>一万五千五百円</p>		
<p>第一項第一号ロ</p>													<p>七万四百円</p>		
													<p>一万八千円</p>		
<p>第一項第二号イ</p>													<p>八万八千八百円</p>		
													<p>二万二千五百円</p>		
<p>第一項第二号ロ</p>													<p>七千五百円</p>		
													<p>四千円</p>		
<p>第一項第二号イ</p>													<p>八千五百円</p>		
													<p>四千五百円</p>		
<p>第一項第二号ロ</p>													<p>九千五百円</p>		
													<p>五千円</p>		
<p>第一項第二号イ</p>													<p>一万三千八百円</p>		
													<p>七千円</p>		
<p>第一項第二号ロ</p>													<p>一万五千七百円</p>		
													<p>八千円</p>		
<p>第一項第二号イ</p>													<p>一万七千九百円</p>		
													<p>九千円</p>		
<p>第一項第二号ロ</p>													<p>二万九千五百円</p>		
													<p>一万五千円</p>		
<p>第一項第二号イ</p>													<p>二万三千六百円</p>		
													<p>一万二千円</p>		
<p>第一項第二号ロ</p>													<p>二万七千二百円</p>		
													<p>一万四千円</p>		
<p>第一項第二号イ</p>													<p>四万七百元</p>		
													<p>二万五百円</p>		
<p>第一項第二号ロ</p>													<p>二万九千五百円</p>		
													<p>一万五千円</p>		
<p>第一項第二号イ</p>													<p>三万四千五百円</p>		
													<p>一万七千五百円</p>		
<p>第一項第二号ロ</p>													<p>三万九千五百円</p>		
													<p>二万円</p>		
<p>第一項第二号イ</p>													<p>四万五千円</p>		
													<p>二万二千五百円</p>		
<p>第一項第二号ロ</p>													<p>五万円</p>		
													<p>二万五千五百円</p>		
<p>第一項第二号イ</p>													<p>五万八千円</p>		
													<p>二万九千円</p>		
<p>第一項第二号ロ</p>													<p>六万六千五百円</p>		
													<p>三万三千五百円</p>		
<p>第一項第二号イ</p>													<p>七万六千五百円</p>		
													<p>三万八千五百円</p>		
<p>第一項第二号ロ</p>													<p>八万八千円</p>		
													<p>四万四千円</p>		
<p>第一項第二号イ</p>													<p>十一万円</p>		
													<p>五万五千五百円</p>		
<p>第一項第二号ロ</p>													<p>六千五百円</p>		
													<p>三千五百円</p>		
<p>第一項第二号イ</p>													<p>九千円</p>		
													<p>四千五百円</p>		
<p>第一項第二号ロ</p>													<p>一万二千円</p>		
													<p>六千円</p>		
<p>第一項第二号イ</p>													<p>一万五千円</p>		
													<p>七千五百円</p>		
<p>第一項第二号ロ</p>													<p>一万八千五百円</p>		
													<p>九千五百円</p>		
<p>第一項第二号イ</p>													<p>二万二千円</p>		
													<p>一万千円</p>		
<p>第一項第二号ロ</p>													<p>二万五千五百円</p>		
													<p>一万三千円</p>		
<p>第一項第二号イ</p>													<p>二万九千五百円</p>		
													<p>一万五千円</p>		
<p>第一項第二号ロ</p>													<p>四千七百円</p>		
													<p>二千四百円</p>		
<p>第一項第二号イ</p>													<p>八千円</p>		
													<p>四千円</p>		
<p>第一項第二号ロ</p>													<p>一万五千五百円</p>		
													<p>六千円</p>		
<p>第一項第二号イ</p>													<p>一万六千円</p>		
													<p>八千円</p>		
<p>第一項第二号ロ</p>													<p>二万五百円</p>		
													<p>一万五百円</p>		
<p>第一項第二号イ</p>													<p>二万五千五百円</p>		
													<p>一万三千円</p>		

附則第十二条第五項を同条第二項とし、同条第六項中「附則第五条の二第十五項」を「附則第五条の二第十二項」に、「同条第十六項」を「同条第十三項」に、「第四項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第一項第三号イ(2)										第一項第三号イ(1)										第一項第二号ハ(2)										第一項第二号ハ(1)									
五万五百円	四万四千円	三万八千円	三万二千円	二万六千五百円	二万九千円	二万五千五百円	二万二千五百円	一万七千五百円	二万円	一万四千五百円	一万四千五百円	七千五百円	六千円	一万五千五百円	一万五百円	五千五百円	八千円	四千元	三千二百円	四万五百円	三万五千円	三万円	一万七千五百円	一万五千円															
二万五千五百円	二万二千円	一万九千円	一万六千円	一万三千五百円	一万四千五百円	一万三千円	一万五千円	九千円	一万円	一万五千五百円	七千五百円	六千円	一万五千五百円	五千五百円	八千円	四千元	三千二百円	二万五百円	一万七千五百円	一万五千円	一万五千円	一万五千円	一万五千円																

第一項第三号ロ										第一項第四号										第三項第一号										第三項第二号										第五項第一号										第五項第二号									
五万七千円	六万四千円	三万三千円	四万千円	四万九千円	五万七千円	六万五千五百円	七万四千円	八万三千円	四千五百円	六千円	三千七百円	四千七百円	六千三百円	五千二百円	六千三百円	八千円	一万二千円	二万三千六百円	二万七千六百円	五万七千円	六万四千円	三万三千円	四万千円	四万九千円	五万七千円	六万五千五百円	七万四千円	八万三千円	四千五百円	六千円	三千七百円	四千七百円	六千三百円	五千二百円	六千三百円	八千円	一万二千円	二万三千六百円	二万七千六百円																				
二万八千五百円	三万二千円	一万六千五百円	二万五百円	二万四千五百円	二万八千五百円	三万三千円	三万七千円	四万五千五百円	二千五百円	三千円	千八百円	二千三百円	三千二百円	二千六百円	三千二百円	四千円	六千円	一万二千円	一万二千円	二万八千五百円	三万二千円	一万六千五百円	二万五百円	二万四千五百円	二万八千五百円	三万三千円	三万七千円	四万五千五百円	二千五百円	三千円	千八百円	二千三百円	三千二百円	二千六百円	四千円	六千円	一万二千円	一万二千円	二万八千五百円	三万二千円																			

三万六千円	一万六千円
三万六千円	一万八千円
四万八千円	二万五百万円
四万六千四百円	二万三千五百円
五万三千二百円	二万七千円
六万二千二百円	三万千円
七万四百円	三万五千五百円
八万八千八百円	四万四千五百円

附則第十二条中第六項を第三項とし、第七項を削る。
 附則第十二条の二第一項中「前条第三項から第六項まで」を「前条第二項又は第三項」に改め、「若しくは粒子状物質の排出量」を削り、「同条第三項から第六項まで」を「同条第二項又は第三項」に改める。

附則第十五条第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に、「において」を「には」に改め、同条第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

附則第十六条第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第二十五条第一項中「、同条第二項第二号中「租税特別措置法第四十一条の二の二」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二の二」とを削る。

(宮城県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)
 第二条 宮城県県税条例等の一部を改正する条例(平成二十八年宮城県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち、附則第十二条第一項の改正規定中「有しないものをいう。以下この条」を「有しないものをいう。次項第一号」に、「規定するものをいう。以下この条」を「規定するものをいう。次項第二号」に、「第二号第十四項」を「第二条第十六項」に、「第三項第三号」を「次項第三号」

に改め、「一般乗合用バス」に」の下に、「平成三十一年度分」を「当該各号に定める年度以後の年度分」に」を加え、同項第一号の改正規定中「初回新規登録」に」の下に、「ものを」を「もの初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」に」を加え、同項第二号の改正規定中「初回新規登録」に」の下に、「ものを」を「もの初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」に」を加え、同条第三項から第五項までを削る改正規定中「同条第三項から第五項まで」を「同条第二項及び第三項」に改める。

第三条 宮城県県税条例等の一部を改正する条例(平成三十年宮城県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第三条のうち、附則第十条に一項を加える改正規定を次のように改める。

附則第十条に次の一項を加える。

7 電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者が、原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第四十七号)第二条第二項に規定する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額として法施行規則附則第二条の九第一項に規定する金額及び電気事業法第六十条第一項に規定する原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額として法施行規則附則第二条の九第二項に規定する金額を同法第二条第一項第十五号に規定する発電事業者で法施行規則附則第二条の九第三項に規定するものに交付する場合における第三十九条第一項第二号の各事業年度の収入金額は、平成三十二年四月一日から平成三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、法第七十二条の二十四の二第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から令附則第六条の二第十項に規定する収入金額を控除した金額による。

附則第四項中「附則第十条第六項」を「附則第十条第七項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中宮城県県税条例第二十七条の改正規定並びに同条例附則第五条の五、第五条の七及び第七条第一項の改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定 平成三十一年六月一日
 - 二 第一条中宮城県県税条例第九十三条の改正規定 平成三十一年七月一日
- (県民税に関する経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の宮城県県税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の県民税に関する部分は、平成三十一年度以後の年度分の個人の県民税につ

いて適用し、平成三十年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例第二十七条並びに附則第五条の五、第五条の七及び第七条の規定は、平成三十二年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成三十一年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

4 新条例第二十七条並びに附則第五条の五、第五条の七及び第七条第一項の規定の適用については、平成三十二年分までの個人の県民税に限り、次の表の上欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十七条第一項	を支出し、当該特例控除対象寄附金	又は第一号に掲げる寄附金（平成三十一年六月一日前に支出したものに限り。）を支出し、これらの寄附金
第二十七条第二項	特例控除対象寄附金の額	特例控除対象寄附金の額及び同項第一号に掲げる寄附金（平成三十一年六月一日前に支出したものに限り。）の額
附則第五条の五	特例控除対象寄附金の額	特例控除対象寄附金の額及び第二十七条第一項第一号に掲げる寄附金（平成三十一年六月一日前に支出したものに限り。）の額
附則第五条の七	に法第三十七条の二第二項に規定する特例控除対象寄附金」	支出したものに限り。」
	に法第三十七条の二第二項に規定する特例控除対象寄附金（租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該特例控除対象寄附金とする	支出したものに限り。）（租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうちこれらの寄附金とする
		と、「限る。」とあるのは「限り、租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして令附則第四条の六第一項に規定するところ

附則第七条第一項

特例控除対象寄附金

より計算した金額に相当する部分を除く。」とする

特例控除対象寄附金又は第二十七条第一項第一号に掲げる寄附金（平成三十一年六月一日前に支出したものに限り。）

送付

送付又は地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）附則第二条第七項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第七条第五項の規定による同条第一項に規定する申告特例通知書の送付

（事業税に関する経過措置）

5 新条例附則第十条第六項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用する。

（不動産取得税に関する経過措置）

6 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

7 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

8 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成三十一年度分の自動車税について適用し、平成三十一年度分までの自動車税については、なお従前の例による。